

告示

埼玉県告示第三百三十六号

本庄市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

本庄市	調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
令和三年	令和二年	地籍簿一冊	本庄一丁目一（本庄一丁目の一部）	令和四年四月七日